

会議開催案内

釜石市青少年問題協議会を、次のとおり開催します。

なお、この会議の傍聴を希望する方は、次に定める手順に従って傍聴するものとします。

(釜石市青少年問題協議会)

- 1 開催日時 令和5年2月6日（月） 14時～15時30分
- 2 開催場所 釜石市役所第4庁舎3階第7会議室
(〒026-0021 釜石市只越町3-9-13)
- 3 議 題 (1) 委員紹介
(2) 講話
・釜石警察署「青少年の非行等の現状について」
・宮古児童相談所「最近の相談内容について」
(3) 意見交換・質疑
(4) その他
- 4 傍聴定員 5人
- 5 傍聴手続 (1) 傍聴希望者は、上記の開催予定時刻までに会場にお越し下さい。
会場で受付を行いますので、氏名と住所をご記入願います。
(2) 受付開始時刻は、当日13時30分からです。
(3) 傍聴の受付は先着順に行い、定員になり次第終了しますので
ご了承願います。
(4) 会議資料は会場にてお渡しします。
- 6 問合せ先 釜石市保健福祉部地域福祉課地域福祉係 檜山
電話 0193-22-0177

傍 聴 要 領

(釜石市青少年問題協議会)

1 傍聴する場合の手続き

(1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、協議会の会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室して下さい。傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議の秩序の維持

(1) 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、係員の指示に従って下さい。
(2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守って下さい。

(1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
(2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
(3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
(4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、協議会の会長の許可を得た場合はこの限りではない。
(5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。